



JRI news release

外資導入による地方の活性化促進を

2000年11月27日

株式会社日本総合研究所
研 究 事 業 本 部

【要 旨】

1. 地域の活性化における外資導入の重要性

- (イ) 企業の立地が地域経済にもたらすメリットは依然として大きく、地方自治体は企業の誘致活動に積極的。しかし産業構造の転換や国内景気の低迷等といった要因によって国内の投資余力は減退、逆に海外からの投資に注目が集中。
- (ロ) 企業の倒産や吸収・合併等が増加することで対日投資の形態も多様化。外資系企業の出資比率の増加や企業規模の拡大、M & A等の増加など外国資本の影響力が拡大。
- (ハ) こうした現象は地方にまで拡大。地域経済の活性化にとって外資の導入が重要。

2. 地方の現状と国内・海外における外資導入策

- (イ) これまでの外国資本のほとんどが東京を中心とした関東圏に集中。最近においても国内他地域に分散していた機能を東京へ集約化する動きも。
- (ロ) 国内では、地方自治体を中心とした外資立地優遇制度の他、誘致推進体制の整備など。またゾーン政策として、沖縄特別自由貿易地域、各地の輸入促進地域など。
- (ハ) 海外においては外国資本による投資を促進するために様々な政策が実行中。ゾーン政策だけでも、「都市政策型」、「投資促進型」など様々なタイプのものに分類可能。

3. 地方における外資導入策の限界と可能性

- (イ) 税制・規制等の分野で地方自治体の裁量には限度。規制緩和、税率の引き下げ等は外国企業の要望の高い項目ながら、基本的に国レベルの問題。
- (ロ) 地方自治体の外資立地優遇制度には「一国二制度」の壁が存在。地域を限定した特別な税制優遇は、現行の制度下では実施不可能。
- (ハ) 財源の問題も大きなネック。現在、いずれの自治体も財政状況は厳しく、税収減に直結する優遇策は実行しにくい状況。
- (ニ) 東京における立地条件の相対的低下の加え、地方における一定規模のマーケットの存在や情報技術(ＩＴ)の発展、国際空港・港湾など産業基盤の整備等を背景として、企業立地における役割(機能)分担の可能性も。

4. 「優遇」制度から「関係」強化へ

- (イ) ゾーン政策に象徴される従来型の外資優遇策は限界。これら従来型の誘致策には、短期的、画一的、地域限定的、供給者中心といった点が共通しており、もはや企業側のニーズに不適。立地企業のニーズの視点から施策を再検討することが必要。
- (ロ) 外国企業の対日進出決定要因をみると、優遇制度が必ずしも立地を決定的に左右する要因とはなっておらず、国内における何らかのネットワークが大きく影響。
- (ハ) 内外の産業立地政策を比較すると、海外の誘致機関ではコンサルティングや職業訓練など経営・マネジメントに係わる部分の支援に重点。
- (ニ) 今後は、長期的、多様性、都市広域的、需要者中心といった観点から既存施策の見直しと新たな誘致施策の展開が必要。
- (ホ) 行政だけでなく、民間企業、地域住民らも加わっての外資の受入環境整備が外資誘致を促進させる要因に。国際交流の促進等は地域の国際化にも大きく貢献し、外国企業等との関係(グローバルリレーション)の強化へ。
- (ヘ) 国や民間企業は、地方の動きと連携して外国企業の視点から現状制度の問題点、慣行上の制約等について整理し、是正を図っていく努力が必要。

5. 関西における取り組みの現状と今後の課題

- (イ) 関西においても様々な取り組みがなされているが、その成果は不十分
- (ロ) 今後は、官民協力のもとに地域が一体となって、外資導入に積極的に取り組むことが重要。それが関西経済活性化の起爆剤になることを期待。

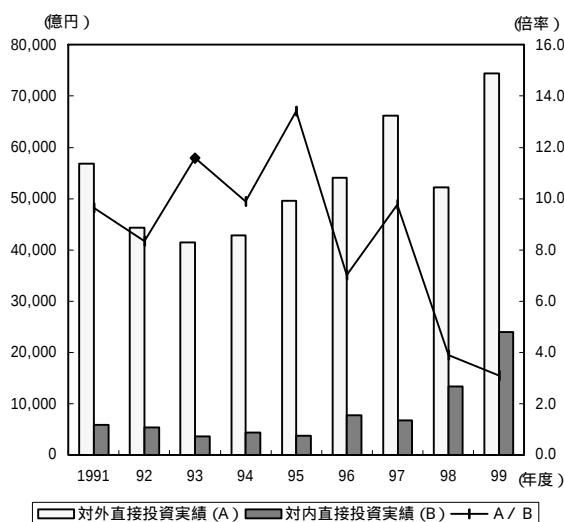
1. 地域の活性化における外資導入の重要性

(イ) 企業の立地・設備投資が地域経済にもたらすメリットは依然として大きく、地方自治体においては企業の誘致活動には積極的に取り組んでいる。しかし、わが国の産業構造の転換や国内景気の低迷等といった要因によって国内の投資余力は減退しており、逆に海外からの投資に注目が集まっている。

(ロ) バブル経済崩壊後の国内景気の低迷で国内企業の業績が悪化、企業の倒産や吸収・合併等が増加しているが、これとともに対日投資の形態も多様化している。近年、外資系企業の出資比率が増加傾向にあることに加えて、企業規模も拡大している。外資によるM & A等も増加しており、外国資本の影響力が国内において拡大していることをうかがわせる。

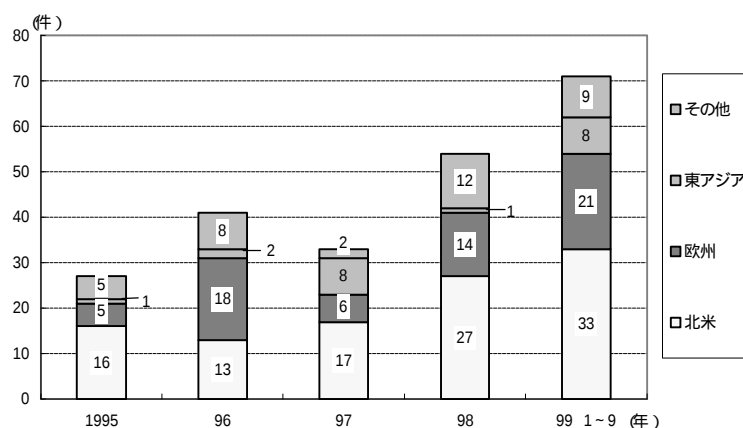
(ハ) こうした現象は地方にまで拡大している。外資系企業の進出は、雇用の維持・拡大や税収の増加という形で地域経済にメリットをもたらすほか、地元企業にとっては新たな技術や経営手法を導入するための、また消費者にとっては優れた商品・サービスを楽しむ機会を創出するものとして期待されている。外資の進出は、地域経済の活性化に重要な役割を持ち始めている。

対内外直接投資額の推移



(資料) 大蔵省

外国企業によるM & A件数の推移



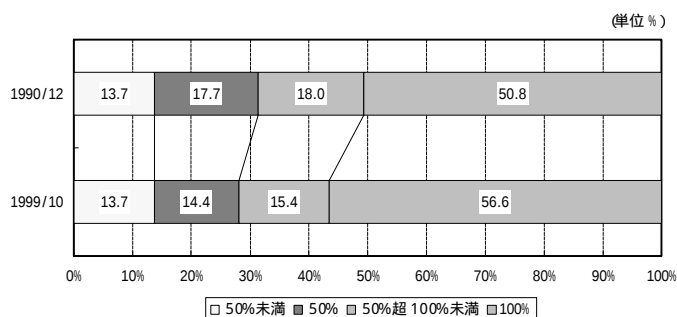
(資料) 日本貿易振興会「ジェトロ投資白書」

外資系企業の資本金規模

資本金	1990/10	1999/10	増減
1,000万円未満	18.2	15.7	▲ 2.5
1,000万円～5,000万円	29.8	23.4	▲ 6.4
5,000万円～1億円	15.4	14.2	▲ 1.2
1億円～5億円	22.1	27	4.9
5億円～10億円	4.7	5.4	0.7
10億円以上	9.8	14.4	4.6
計	100.0	100.0	-

(資料) 東洋経済新報社「外資系企業総覧」

外資系企業の出資比率



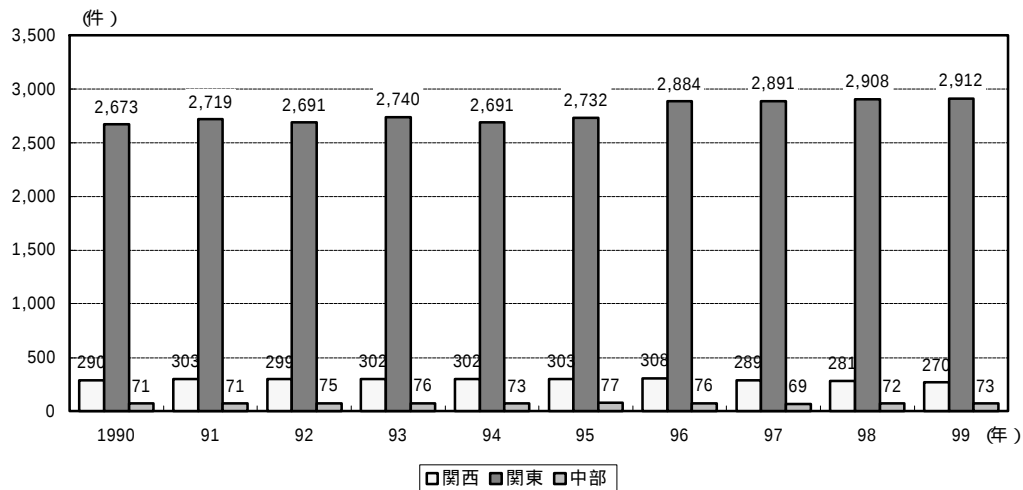
(資料) 東洋経済新報社「外資系企業総覧」

2. 地方の現状と国内・海外における外資導入策

(イ) 地域経済における外資の重要性が高まりつつある一方で、東京への諸機能の極集中により、これまでの外国資本のほとんどが東京を中心とした関東圏に集中している。最近では、経営効率化の観点から関西をはじめ地方に分散していた機能・資本を東京へ集約化する動きも見られる。

(ロ) 国内における外資導入促進策としては、地方自治体を中心とした立地優遇制度の他、誘致推進体制の整備などがある。しかし、いずれの自治体も同様の制度を整備した結果、現在ではインパクトに乏しい。また、ゾーン政策として、沖縄特別自由貿易地域 (FTZ) 各地の輸入促進地域 (FAZ) などが実施されているが、沖縄 FTZ の評価はこれからの段階であり、FAZ の投資効果はそれほどあがっていない。

外資系企業の地域分布



(資料) 東洋経済新報社「外資系企業総覧」

外資系企業による機能集約の事例

・カネボウ・エヌエスシー (大阪本社 : 化学)	→ ナショナルスターチアンドケミカル (東京本社) に合併 (1997.4)
・日本シュナイダー (大阪本社 : 医薬品)	→ ファイザー製薬 (東京本社) に合併 (1997.11)
・ジーエス・サフト (京都本社 : 電気 : 同部品)	→ ジーエス・メレコティックに合併 (1997.12)
・日本ウェルカム (神戸本社 : 医薬品)	→ 日本グラクソ (東京本社) に合併 (1999.7)

(資料) 東洋経済新報社「外資系企業総覧」

優遇制度・支援措置の分類

分類	項目	実施概要 (例)
優遇税制	法人税率	・ 沖縄の法人税額控除
	地方税の軽減	・ 地方自治体による課税減免 ・ 特定地域指定による課税減免
	欠損金繰越期間の延長	・ F A Z 法による 10 年までの延長
	特別償却	・ 特別法により企業が取得資産の一定割合を加算償却
補助金	補助金、助成金の供与	・ 投資額に対する一定比率の補助 (限度額有)
	賃貸オフィス補助	・ オフィス賃料補助
融資・保証関連	低利融資、利子補給	・ 地方自治体による低金利による融資及び利子の補給
	債務保証	・ F A Z 法による産業基盤整備基金による債務保証 ・ 信用保証協会による債務保証

- (ハ) 海外においても、外国からの投資を促進するために様々な政策が実行されている。ゾーン政策だけを取り上げても様々なタイプのものに分類できるが、日本の状況からは、 ニューヨーク・シリコンアレーに見られるような「都市政策型」、 エンパワメント・ゾーン (EZ) やエンタープライズ・ゾーン (EZ)、 フリーアクセス・ゾーン (FAZ) といった「投資促進型」、等が参考になる。
- (二) これらは大都市の中で疲弊した地区等を対象に、大胆な税の減免や規制緩和、集中的なインフラ整備等を実施することで成功を収めた事例であるが、日本の地方が実施するには多くの制約や限界がある。

「都市政策型」ゾーンの例.....アメリカ・シリコンアレーにおける支援プログラム

優遇措置	内 容
固定資産税の減免	賃貸用ビルの固定資産税を5年間にわたり減免するプログラム。
事務所用ビルの住宅への転換支援	転換のために改修投資を実施した場合、改修前の課税基準額に対する固定資産税を10年間にわたり100%免除し、11～14年目は20%ずつ段階的に戻していく優遇プログラム。
商業賃料税の減免	テナントに課税される商業賃料税を5年間にわたり減免するプログラム。
職住共用ビルへの転換支援	オフィス・住宅共用ビルに対し、その課税基準額の20%以上の改修投資を実施した場合、その改修投資による課税基準額増加分への固定資産税が8年間にわたり100%減免され、9～12年目は、基準額増加分の20%ずつ段階的に課税されるプログラム。
電気料金の優遇	電気料金の約30%優遇を8年間行い、その後の4年間で段階的に戻していくプログラム。適用を受けるためには、ビルに対し課税基準額の20%以上の改修投資が必要で、電力会社の優遇料金と合わせると、47.5%の軽減となる。
商工業の優遇	商工業用不動産の所有者が、その課税基準額の20%相当額以上の改善投資を行う場合、増加した課税基準額に対する固定資産税を12年間にわたり免除するプログラム。

「投資促進型」ゾーンの例.....イギリス都市開発公社の民間投資の誘導状況

(単位 百万£、倍)

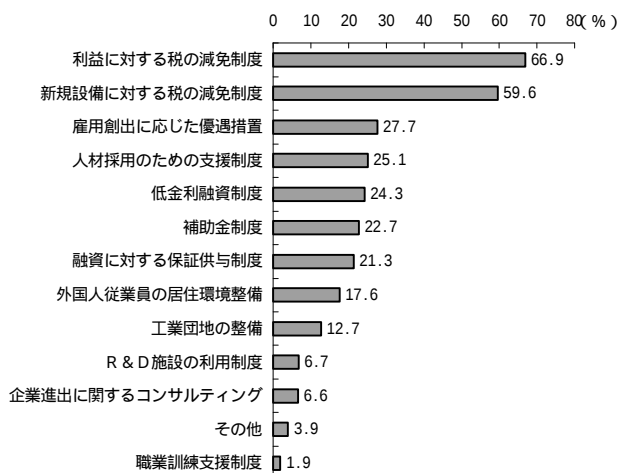
都市開発公社名	公共投資(A)	民間投資(B)	レバレッジ率(B/A)
リーズ	51.1	317	6.2
セントラル・マンチェスター	66.7	340	5.1
トラフォード・バーク	153.0	719	4.7
ロンドン・ドックランズ	1,621.6	6,000	3.7
ティーズサイド	238.3	715	3.0
ブラック・カントリー	252.2	580	2.3
タイン&ウェア	228.0	456	2.0
ブリストル	87.5	175	2.0
カーディフ・ベイ	205.0	246	1.2
マージーサイド	334.4	304	0.9
合 計	3,237.8	9,849	3.0

(注) レバレッジ率とは、公共投資がどれだけの民間投資の誘導したかを示すもの
(資料) UDC Annual Reports

3. 地方における外資導入策の限界と可能性

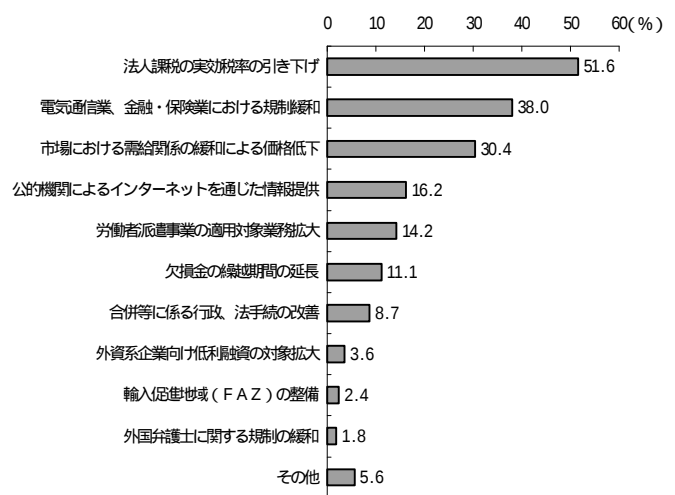
- (イ) 地方分権一括法が制定されたとはいえ、税制・規制等の分野で地方自治体の裁量には限度がある。規制緩和、税率の引き下げ等は確かに外国企業の要望の高い項目であるが、基本的に国レベルの問題である（実際に実行税率はかなり低下した）。
- (ロ) 地方自治体の外資立地優遇制度やゾーン政策には、「一国二制度」の壁が存在する。税に関する権限を事実上国が握っている現状の制度においては、地域を限定して外資に魅力的な税制優遇を実施することは不可能である。
- (ハ) 仮に、地方独自の税制優遇などの措置を実施する場合でも、地方税の一部の項目に限定されインパクトに乏しい。また、財源の問題も大きなネックである。現在、いずれの自治体も財政状況には厳しいものがあり、税収減に直結する優遇策は実行しにくい状況にある。

外国企業が評価する地方自治体の優遇制度・支援措置



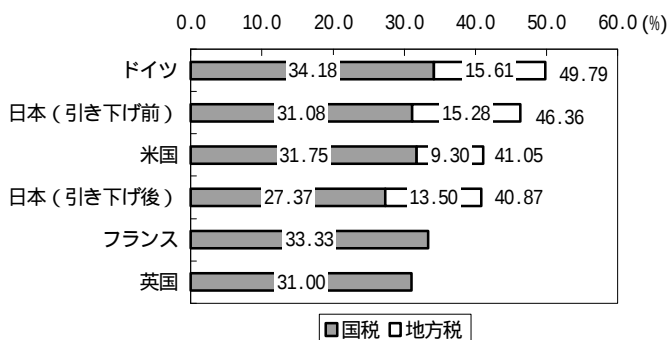
(資料) 日本貿易振興会

ビジネス環境の改善に効果がある政策



(資料) 日本貿易振興会

実効税率の国際比較



(資料) 大蔵省

神戸起業ゾーンで利用可能な優遇制度

税	固定資産税	3年間 1/2を控除 (土地を含む) (税率 1.7%/年 → 0.85%)
	都市計画税	取得時 1/2を控除 (土地を含む) (税率 4%/年 → 2% 限度額2億円)
	事業所税	中核施設に対して ・新増設 免除 (6千円/㎡ → 0) ・資産割額 3年間 1/2軽減 (600円/㎡ → 300円/㎡)
補助金	建築費補助	建築設計及び建築費の10% (限度額10億円)
	家賃補助	補助額2,500円/㎡・月 × 3年 限度額500万円/年・社 神戸国際ビジネスセンターに入居する外国企業には 1,000円/㎡・月 (平成17年3月まで) 限度額3,600万円/年・社
融資	企業誘致促進 融資制度	限度額 総投資額の80%かつ10億円 (中核施設15億円) 利率 固定金利 期間 最長15年 (2年据置)
	利子補給	民間借入分の一部に対して1%以内
期限		平成14年3月31日まで

(注) 神戸起業ゾーンとは、神戸市が独自の優遇制度を実施しているポートアイランド (第2期) 地区が対象

(資料) 神戸市

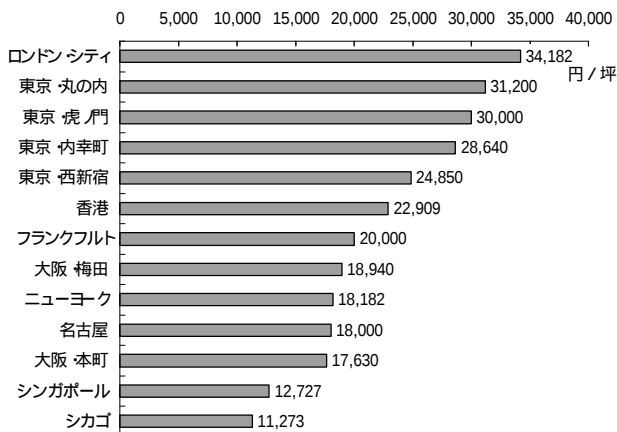
(二) 外資の導入においては地方は東京(中央)と競合関係にあり、現状では前述の通り、東京へ集中する傾向が強まっている。しかし、次のような背景から企業立地における地方と中央との役割(機能)分担が成立する可能性もある。

様々な機能が集中しすぎた結果、東京の立地条件が相対的に低下している分野もある。

地方にも一定規模のマーケットが存在している。

情報技術(IT)の発展や国際空港・港湾など産業基盤の整備が地方において進んでいる。

主要な国際金融都市のオフィス賃料の比較

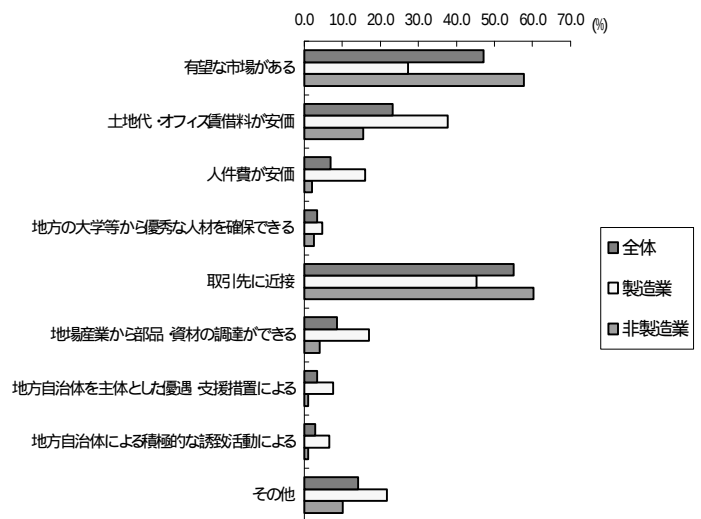


(注) ドルベースに変換後 1ドル=110円で換算

共益費は除く

(資料) 日本貿易振興会

地方に拠点を設置した理由



(資料) 日本貿易振興会

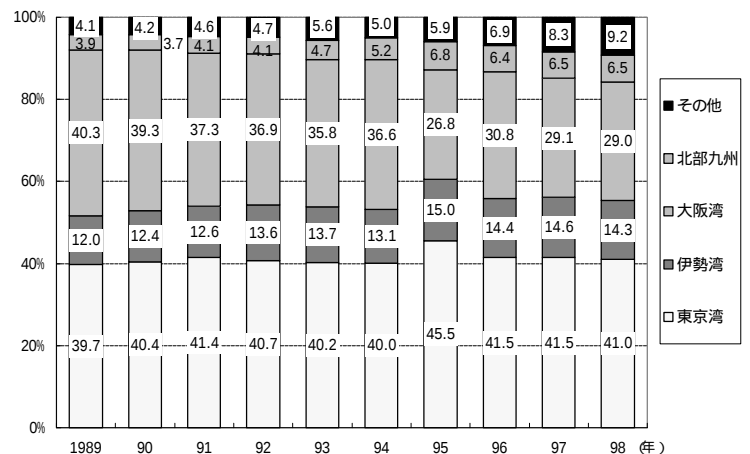
国際コンテナ航路の状況

(便/週)

航路	北米	欧州	近海・東南アジア	その他
港湾			韓国	
東京	13.6	6	44.4	9
横浜	12.4	10.1	89.1	12
川崎			2	1
名古屋	11.6	10.1	71.1	10.5
四日市	1		9.5	2
大阪	4.9	4.6	82.6	15
神戸	14.6	13.1	89.1	15
下関			15	13
北九州			44.3	12
博多	3.5	1	24	13
小計	61.6	44.9	471.1	102.5
その他の港湾	5.5	2	175	104
(ウエイト)	8.2%	4.3%	27.1%	50.4%
合計	67.1	46.9	646.1	206.5

(資料) 運輸省港湾局

地域別外貿コンテナ貨物取扱量の推移



(注) 20フィートコンテナベースで算定

定期、不定期の合計

6 (資料) 運輸省港湾局

4. 「優遇」制度から「関係」強化へ

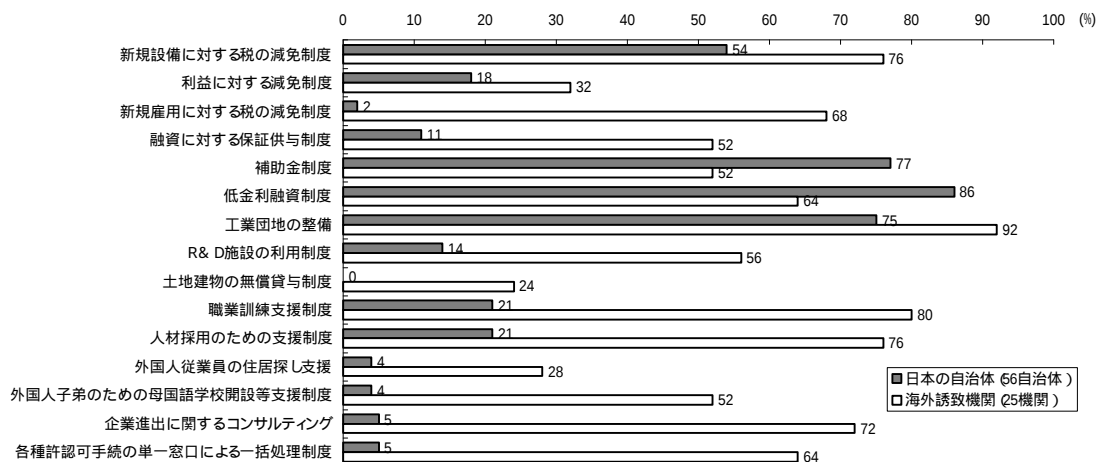
- (イ) 今後、地方が外国資本の導入を図るためには、ゾーン政策（特定エリアでの立地優遇制度）などに象徴される外資優遇策には限界がある。これら従来型の誘致策には、短期的（一時的）、画一的、地域限定的、供給者中心、といった点が共通しており、企業側のニーズにそぐわない。これは、現在誘致活動の主体となっている行政の意識にも問題がある。こうした視点から脱却し、立地する側の企業ニーズに基づいてこれまでの施策を再検討する必要がある。
- (ロ) 実際に、外国企業の対日進出決定要因をみると、国内における何らかのネットワーク（例えば取引先や提携先、人材等）が影響しているケースが認められるなど、優遇制度が必ずしも立地を決定的に左右する要因とはなっていない。
- (ハ) 産業立地政策を内外で比較すると、日本が補助金や融資など初期投資負担の軽減に力点を置いているのに対して、海外の誘致機関ではコンサルティングや職業訓練など経営・マネジメントに係わる部分の支援に重点を置いている。

外国企業の決定要因別進出事例

決定要因	社名	都道府県	業種	投資国
日本企業との既存の取引実績があったこと	A社	滋賀県	医薬品製造業	スウェーデン
	K社	奈良県	制御機器製造業	米国
	S社	京都府	モーター製造業	米国
	Z社	大阪府	化学品製造業	イギリス
進出先に原材料等の購入先があったこと	H社	徳島県	化学品製造業	米国
	N社	和歌山県	パイプ製造業	米国
進出地域の企業、研究機関の集積を評価していたこと	D社	愛知県	自動車部品製造業	米国
	B社	京都府	医薬品製造業	ドイツ
	T社	福井県	シリコン製造業	米国
	E社	京都府	石油化学製造業	フランス
	N社	大阪府	医療機器製造業	米国
優秀な人材確保等、事業活動を後押しする要因があったこと	B社	宮崎県	医療機器製造業	米国
日本に知人等、コネクションがあったこと	V社	三重県	自動車部品製造業	米国
代表者やその家族等が日本びいきであったこと	B社	宮崎県	研究開発	米国
自治体の熱心なアピールがあったこと	K社	三重県	化学品製造業	米国
	H社	和歌山県	樹脂ベルト製造業	スイス

（資料）通商産業省、JETRO資料により作成

内外誘致機関による立地優遇策の実施率



(注)実施率とは 実施自治体(海外誘致機関)数÷全回答自治体(海外誘致機関)数×100

(資料) 株式会社対日投資サポートサービス「外資系企業円滑化調査研究報告書」(1998)

(二) 今後の誘致策においては、長期的（継続的）多様性、都市広域的、需要者中心、といった視点で既存施策を見直すとともに、新たな企業支援制度、誘致方策を展開することが重要である。

(ホ) そのためには、行政だけでなく民間企業、地域住民らも加わった形で外資を受入れるための環境を整備することが重要である。こうしたまち（都市圏）としての国際交流等を通じて、地方（地域経済）が世界（外国企業）との関係（グローバルリレーション）を強化することが総合的な投資魅力の拡大に結びつく。

(ヘ) 地方の取り組みと連携して、国や民間企業においても、外国企業の視点から現状制度の問題点、慣行上の制約等について整理し、これらの是正を図っていく努力が求められる。

地方が外資を呼び込むための方策

	従来型の誘致策に見られる特徴	今後変更・追加すべき項目・視点等
特徴	短期的・一時的・画一的・地域限定的・供給者中心	長期的・継続的・多様性・都市広域的・需要者中心
土地利用	進出企業に売却	土地・建物のリース・レンタル等選択肢の多様化 造成、区画割りにおけるオーダーメイド
支援・優遇策	進出時の初期投資支援 補助金・融資制度 進出企業に統一的な優遇措置	進出後の事業活動支援 ・コンサルテーション・人材供給（職業訓練制度） 進出企業の経済効果によって弾力的にインセンティブを提供
活動主体	主として地方自治体	民間企業・地域住民等の参加・協力
支援期間	事業所・工場等の進出時まで	事務所・工場等の稼働後も継続
誘致対象エリア	ゾーンなど限定された地区、行政区域内の工業団地等	既成市街地などを含む広域な都市圏
活動ターゲット	現在日本進出を考えている企業 地方自治体にとってメリットのある企業	将来当該地方（自治体）に進出の可能性がある企業 当該地方（自治体）に進出することでメリットのある企業
誘致活動	地方自治体によるDM、企業訪問	民間企業・地域住民等の参加・協力による外資受入環境整備 企業人・技術者の国際交流 国際的なインターンシップ制度 技術フェア、産業見本市等による企業間取引、交流の促進
受入担当窓口	各地方自治体の企業立地担当をはじめ複数の課	ワンストップ窓口機能の強化

国や企業等で是正を検討すべき制度上・慣行上の問題点

人材関連	職業紹介市場の形成が遅れている 職業トータルサービスの提供ができない 職業紹介事業者の認可基準が厳しい 査証発行基準が厳しい 第二外国語（日本語）修得への取組不足 日本で就職する外国人留学生が少ない ホワイトカラー対象の職業訓練機関が少ない 職業能力を評価する雇用慣行がない 会社丸抱えの職業訓練が有利な税制度 教育訓練給付制度の受給資格 学術研究を中心とした大学設置基準 等	税制関連	地方独自の優遇が不可能な税制度 等
		法務関連	弁護士数の不足 法人化規制 総合的法律・経済関係事務所 外国人弁護士受入に関する諸規制 等
		資金関連	ビジネスプラン・技術を評価するシステムがない 銀行取引約定書の一律の適用 取引の継続性を重視する商慣行 コミットメントラインに関する法的制約 等

5. 関西における取り組みの現状と今後の課題

- (イ) 関西においても、外資導入を促進することを目的とした様々な取り組みが進められているが、現在のところいずれも十分な成果が上がっているとは言えない。
- (ロ) したがって、従来の発想を転換し、官民協力のもとに地域が一体となって外資導入に積極的に取り組むことが重要である。外資導入の促進は、関西経済活性化のための起爆剤になるものと期待される。

関西対日投資促進協議会^(注)の業務概要

1. 戦略的ビジョン策定事業
2. 支援システム構築事業
3. 広報企画事業
 - ・広報コンテンツ・メディアの作成
 - ・広報活動事業
 - ・対日投資関係機関との連携
(講演会、意見交換会等の開催)
4. その他関連事業
 - ・調査研究事業
 - ・国際化関連インフラ整備
 - ・投資交流事業

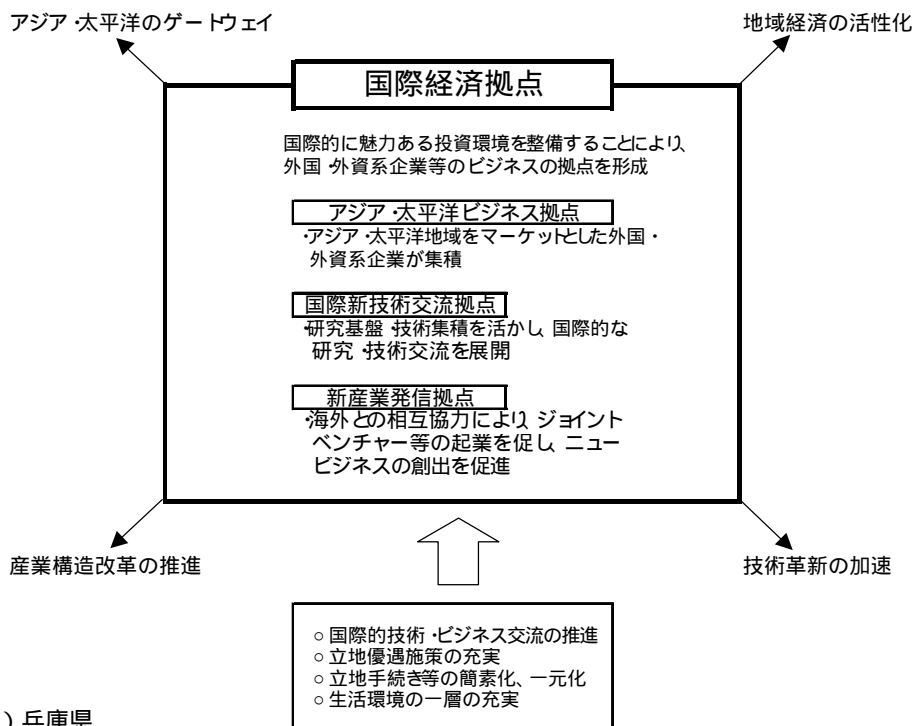
(注) 関西2府6県、政令市、関経連、商工会議所、近畿通商産業局、JETRO等が中心となって平成10年6月に設立された関西広域の外資誘致・プロモーション推進団体

神戸起業ゾーンにおける企業の進出状況

ポートアイランド2期進出(予定)企業		
都市再開発用地	ファッション関連業務施設用地	神戸国際ビジネスセンター入居予定企業
・オリバーソース ・森長組 - 交友印刷 - ケーニヒスグローネ - 久保田セメント工業 ・日本科龍 ・日本建築総合試験所 ・日本総合印刷 ・モックテクノス ・ウオクニ ・日電理硝子 ・兵庫県水質保全センター - 神戸フィッシュミール(協) ・アジュノコスメジャパン - 松村石油研究所 - 神戸国際ビジネスセンター	神戸キメックセンター スズケン	イカルスジャパン 日本モレキュラーデバイス ・イルメジャパン ・ヘンケルジャパン
	港湾物流用地	神戸キメックセンター入居の外資系企業
	商船三井 雇用促進事業団 神戸港湾訓練協会 伊藤ハム ・上組 ・良品計画 ・福山通運	・イルメジャパン ・天神海運 ・ハイウイン ・ジャパン・デンマーク・トレード・センター ・クインタイルス・アジア・リンク

(資料) 神戸市

国際経済拠点構想の概要



(資料) 兵庫県